

第 1 審査会の結論

知事が「昭和 56 年から平成 26 年 8 月までの期間に、学校法人〇〇〇〇〇及び株式会社〇〇〇により届出された浄化槽設置届」について、非開示とした部分のうち、次の部分を除いて開示すべきである。

- (1) 浄化槽保守点検業者の所在地、電話番号、名称、登録番号
- (2) 本件公文書 1 及び 3 中の浄化槽工事業者の代表者の印影
- (3) 個人の印影
- (4) 申請建物以外の建築物の内部構造

第 2 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 29 日付けで高知県情報公開条例（平成 2 年条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った「昭和 56 年から平成 26 年 8 月まで浄化槽の配管図、届出の日付、方向（放流先の方向）、人槽、浄化槽の設置届、学校法人〇〇〇〇〇と（株）〇〇〇」の開示請求に対し、知事（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 9 月 8 日付けで行った「昭和 56 年から平成 26 年 8 月までの期間に、学校法人〇〇〇〇〇及び株式会社〇〇〇により届出された浄化槽設置届」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

本件公文書は以下の文書から構成されている。

- (1) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が昭和 60 年 5 月 28 日付けで受け付けたし尿浄化槽設置に関する概要書及び昭和 60 年 7 月 20 日付けで受け付けたし尿浄化槽変更届（以下「本件公文書 1」という。）
- (2) 学校法人〇〇〇〇〇が提出し、保健所が平成 3 年 7 月 3 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 2」という。）
- (3) 学校法人〇〇〇〇〇が提出し、平成 4 年 3 月 4 日付けで受け付けた浄化槽変更に関する概要書（以下「本件公文書 3」という。）
- (4) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が平成 10 年 1 月 6 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 4」という。）
- (5) 学校法人〇〇〇〇〇が提出し、保健所が平成 13 年 9 月 12 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 5」という。）
- (6) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が平成 13 年 9 月 12 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 6」という。）
- (7) 学校法人〇〇〇〇〇が提出し、保健所が平成 16 年 1 月 16 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書及び平成 17 年 3 月 15 日付けで受け付けた浄化槽変更に関する概要書（以下「本件公文書 7」という。）
- (8) 社会福祉法人〇〇〇が届出を行い、保健所が平成 21 年 1 月 19 日付けで受け付けた浄化槽設置届出書（以下「本件公文書 8」という。）

- (9) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が平成 21 年 9 月 25 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 9」という。）
- (10) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が平成 22 年 9 月 10 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 10」という。）
- (11) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が平成 25 年 1 月 18 日付けで受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 11」という。）
- (12) 社会福祉法人〇〇〇が提出し、保健所が昭和 62 年 8 月 31 日に受け付けた浄化槽設置に関する概要書（以下「本件公文書 12」という。）

第 3 実施機関の部分開示決定理由等

実施機関が公文書部分開示決定通知書、決定理由説明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

本件公文書である浄化槽設置に関する概要書、浄化槽設置届出書及び浄化槽変更に関する概要書は、高知県が所管する地域に浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする者が、その旨を知事に対して届出する文書である。

そのうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項の規定により建築確認済証の交付を受けなければならない建築物に浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする場合に、建築主事又は指定確認検査機関に提出するのが浄化槽設置に関する概要書及び浄化槽変更に関する概要書である。建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽を設置しようとする者から当該概要書の提出があったときは、建築基準法第93条第 5 項の規定により、浄化槽設置場所を所管する保健所に通知しなければならないことになっている。

一方、建築確認済証の交付を受ける必要がない建築物に浄化槽を設置しようとする場合は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第 5 条第 1 項の規定により、浄化槽設置届出書を所管する保健所及び特定行政庁に提出することとなっている。

2 部分開示とした理由

本件決定については、条例第 6 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に基づき部分開示とした。各号における詳細な理由は以下のとおりである。

(1) 条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について

本件決定において非開示とした浄化槽設備士は、浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽法第42条の規定により浄化槽設備士免状を交付された者である。浄化槽設備士氏名は条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する特定の個人を識別できる情報であり、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

また、浄化槽設備士免状交付番号も浄化槽設備士を識別できる情報であるため、非開示とした。

(2) 条例第 6 条第 1 項第 3 号該当性について

本件決定において非開示とした、浄化槽工事業者（施工業者）、保守点検業者及び建築設計業者は、浄化槽設置者から業務を請け負い、浄化槽の工事、保守点検及び建築設計を行う法人であり、民間事業者間での取引関係を示す情報

である。これは、条例第6条第1項第3号に規定する事業活動に関する情報であって、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

また、浄化槽工事業者及び保守点検業者の代表者氏名、住所、電話番号、登録番号及び印影、並びに建築設計事務所の登録番号及び一級建築士の登録番号については、これを開示することにより当該事業者が特定され、民間事業者間での取引関係が明らかになる情報であるため、非開示とした。

(3) 条例第6条第1項第5号該当性について

本件公文書において非開示とした家屋の内部構造は、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報であるが、当該請求の対象となっている施設の建築物の用途は学校法人あるいは社会福祉法人であり、これらの法人が有する公益性を考慮すると、事業に資する用途（学校、作業場等）の建築物は内部構造を開示すべきである。

しかし、本件公文書のうち7番については、敷地内配置図に申請建物（用途は養護学校）以外の建築物が記載されており、この申請建物以外の建築物の内部構造を開示することによって、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれがあるか否か断定できないため、非開示とした。

また、本件公文書において非開示とした印影は、個人の実印などである可能性があり、開示することにより当該個人の財産等の保護に支障を生じるおそれがあるため、非開示とした。

(4) 異議申立人の主張に対する意見等

異議申立人の主張する本件公文書10中の浄化槽の設置場所見取図中の黒塗り箇所については、保健所に提出された段階ですでに存在していたものであり、実施機関において非開示とするために黒塗りしたものではない。

また、当該公文書は浄化槽の設置届として設置位置等の必要な事項は記載されており、黒塗りされた箇所は届出内容と関連はないため、届出を受け付けた保健所の対応に問題はないものと考えている。

第4 異議申立人の主張

異議申立人が異議申立書で主張している主な内容は、次のように要約できる。

- 1 本件公文書において非開示とした部分の全面的な開示を求める。
- 2 本件公文書10中の浄化槽の設置場所見取図中の黒塗り部分は、〇〇〇〇〇の土地であり、浄化槽の設置者が社会福祉法人〇〇〇であろうとも、土地所有者の同意なしに使用料も支払わない状況で、場所を特定したような黒塗りをすることは許されない。また、高知県が本件部分開示決定において黒塗りをしたとしても、他人の土地の上に存在したものを黒塗りで開示することは許されない。

部分開示の回答の番号1から12の全部開示を請求する。

- 3 当該黒塗りについては、当該公文書の届出時より存在したと高知県土木部公園下水道課から説明があった。しかし、それを認めるならば、すべての公文書は届出時より誤りの存在する文書でもよくなり、公文書の偽造も許されることになる

ため、高知県が黒塗りをしたと考えられる。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、学校法人〇〇〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇が、建築基準法第6条の規定に基づき提出した浄化槽設置に関する概要書、浄化槽変更に関する概要書及び浄化槽法第5条第1項の規定に基づき提出した浄化槽設置届出書であり、本件公文書1から12で構成される。

実施機関は、条例第6条第1項第2号に基づき、浄化槽設備士の氏名及び免状交付番号を、条例第6条第1項第3号に基づき、浄化槽工事業者及び保守点検業者の名称、代表者氏名、住所、電話番号、登録番号、法人の印影並びに建築設計事務所の名称、登録番号及び一級建築士の登録番号を、条例第6条第1項第5号に基づき、建物の内部構造及び個人の印影をそれぞれ非開示とする部分開示決定を行っているので、以下検討する。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号について

条例第6条第1項第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」と認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、ただし書アからエに該当する情報を除き非開示とすると定めている。

(2) 浄化槽設備士の氏名及び免状交付番号について

本件公文書4から12中の浄化槽設備士の氏名及び免状交付番号について、実施機関は本号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない旨を主張している。

しかしながら、浄化槽法は、「浄化槽工事業を営もうとする者は」、「都道府県知事の登録を受けなければならない。」（第21条第1項）と定めた上で、「何人も都道府県知事に対し、その登録をした浄化槽工事業者に関する浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。」（第23条第3項）と定めている。そして、浄化槽法では、この浄化槽工事業者登録簿の登録事項として、①当該工事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、②営業所の名称及び所在地、③法人にあっては、その役員の氏名、④浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号、⑤登録年月日及び登録番号を挙げている（第23条第1項）。

したがって、浄化槽設備士の氏名及び免状交付番号については、何人も謄本の交付又は閲覧を請求しうる浄化槽工事業者登録簿の登録事項であり、本号ただし書アの「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」に該当し、個人情報に該当することのみをもって非開示とすることは認められない。

3 条例第6条第1項第3号該当性について

(1) 条例第6条第1項第3号について

条例第6条第1項第3号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、ただし書ア、イに該当する情報を除き非開示とすると定めている。

(2) 浄化槽工事業者に関する情報について

本件公文書1から12中の浄化槽工事業者の所在地、電話番号、名称、代表者職氏名及び登録番号について、実施機関は、これらを開示することにより、当該事業者が特定され、民間事業者間での取引関係が明らかになる情報であるため、本号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない旨を主張している。

しかしながら、浄化槽法第30条は、「浄化槽工事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない」と定めている。この規定を受けて、浄化槽工事業者に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第9条は、浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項として、①浄化槽工事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、②登録番号及び登録年月日、③浄化槽設備士の氏名を挙げている。

したがって、浄化槽法の規定により義務付けられている工事現場の標識により、当該工事を請け負った浄化槽工事業者はすでに明らかになっており、それゆえ、浄化槽工事業者の所在地、電話番号、名称、代表者職氏名、登録番号については、開示することにより当該業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、本号に該当しないと判断する。

(3) 浄化槽保守点検業者に関する情報について

本件公文書1中の浄化槽保守点検業者の所在地、電話番号、名称、登録番号について、実施機関は、これらの情報を開示することにより、当該事業者が特定され、民間事業者間での取引関係が明らかになる情報であるため、本号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない旨を主張している。

前述した浄化槽工事業者と異なり、浄化槽保守点検業者については、「その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識」の掲示を義務付けられているだけで（保守点検業者登録条例第11条）、現場ごとの標識の掲示は義務付けられていない。

したがって、浄化槽保守点検業者の所在地、電話番号、名称及び登録番号については、これらを開示することにより、保守点検業者登録条例の規定により義務付けられていないにも関わらず、当該浄化槽の管理等を請け負った保守点検業者が明らかになり、それゆえ、当該業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、本号に該当すると判断する。

(4) 浄化槽工事業者の印影について

本件公文書1から12中の浄化槽工事業者の印影について、実施機関は、開

示することにより当該事業者が特定され、民間事業者間での取引関係が明らかになる情報であるため、本号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない旨を主張している。

しかしながら、3の(2)で検討したとおり、当該工事を請け負った浄化槽工事業者はすでに明らかになっており、実施機関の主張のとおり本号に該当するとは認められない。

ただし、本件公文書1及び3中の浄化槽工事業者の代表者の印影については、当該事業者の内部管理に属する情報であり、開示することにより当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、本号に該当すると判断する。

(5) 建築設計事務所に関する情報について

本件公文書10中の建築設計事務所の名称、登録番号及び建築士の氏名、資格の区分、登録番号について、実施機関はこれらを開示することにより、当該事業者が特定され、民間事業者間での取引関係が明らかになる情報であるため、本号に該当し、ただし書のいずれにも該当しない旨を主張している。

しかしながら、これらの情報は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定に基づき、特定行政庁が閲覧の請求があった場合に閲覧させなければならないとされている建築計画概要書に記載されるものであり、建築主との関係を含め、公にされている情報であると言える。

したがって、建築設計事務所の名称、登録番号及び建築士の氏名、資格の区分、登録番号については、開示することにより競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは言えず、本号に該当しないと判断する。

4 条例第6条第1項第5号該当性について

(1) 条例第6条第1項第5号について

条例第6条第1項第5号は、条例第6条第1項第4号に該当するもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報については、非開示とすることを定めている。

(2) 建築物の内部構造について

実施機関は、当該請求の対象となっている施設の建築物の用途は学校法人あるいは社会福祉法人であり、これらの法人が有する公益性を考慮すると、事業に資する用途（学校、作業場等）の建築物は内部構造を開示すべきであるが、本件公文書7については、敷地内配置図に申請建物（主要用途は養護学校）以外の建築物が記載されており、この申請建物以外の建築物の内部構造は本号に該当すると主張している。

なお、本件公文書7において開示すべき申請建物の内部構造を非開示とし、また、非開示とした建物の内部構造を他の公文書において開示する錯誤があったことを認めている。

実施機関が主張するとおり、申請建物以外の建築物については、その内部構造を開示すると空き巣等の犯罪行為を誘発し、人の生命、身体、財産等の保護を図るという本号の趣旨を達成できなくなると認められ、本号に該当すると判

断する。

(3) 個人の印影について

本件公文書 1 中の保守点検業者（技術管理者）の個人の印影、本件公文書 2 中の浄化槽工事業者の代表者の個人の印影、本件公文書 1 及び 9 中の社会福祉法人〇〇〇理事長の個人の印影、本件公文書 4 から 12 中の浄化槽設備士の個人の印影について、実施機関は、個人の実印などである可能性があり、開示することにより当該個人の財産等の保護に支障を生じるおそれがあるため、本号に該当する旨を主張している。

本件の個人の印影については、事業活動を行う上で不特定多数の顧客に交付する請求書等に押印されているなどの特段の事情は認められず、それゆえ、実印や金融機関届出印などである可能性があるため、偽造等の不正使用により、当該印影を使用している個人の財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、保守点検業者（技術管理者）、浄化槽工事業者の代表者、社会福祉法人〇〇〇理事長及び浄化槽設備士の個人の印影は本号に該当すると判断する。

5 その他

異議申立人が特に問題にしている本件公文書 10 中の浄化槽の設置場所見取図中の黒塗り箇所について、実施機関は、保健所に提出された段階ですでに存在していたものであり、実施機関において非開示とするために黒塗りしたものではないと主張している。

この点について、当審査会において本件公文書 10 の原本を確認したところ、原本にも当該黒塗り箇所が存在することを確認した。

保健所に提出された段階ですでに存在していたかどうかはともかく、本件部分開示決定の際に非開示とするために黒塗りしたものではないという実施機関の主張に不合理な点は認められない。

第 6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、最終的には高知県公文書開示審査会規則第 4 条第 3 項の規定による多数決により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年月日	処理内容
平成 26 年 11 月 11 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 26 年 11 月 21 日	・ 実施機関から決定理由説明書を受理した。
平成 27 年 2 月 17 日 (平成 26 年度第 1 回第三小委員会)	・ 実施機関から意見聴取を行った。 ・ 諮問の審議を行った。
平成 27 年 3 月 27 日	・ 諮問の審議を行った。

(平成 26 年度第 2 回第三小委員会)	
平成 27 年 5 月 12 日 (平成 27 年度第 1 回第三小委員会)	・ 諮問の審議を行った。
平成 27 年 7 月 7 日 (平成 27 年度第 1 回公文書開示審査会全体会)	・ 諮問の審議を行った。
平成 27 年 7 月 9 日	・ 答申を行った。